

「双方向歯科治療ネットワーク」事件（審決取消請求事件）	
事件の表示	平成19年（行ケ）第10369号 判決日：平成20年6月24日 担当部：知的財産高等裁判所第1部
判決	審決取り消し
参照条文	特許法29条1項柱書
キーワード	発明該当性、精神活動

1. 事案の概要

本件は、原告が「双方向歯科治療ネットワーク」に係る発明につき特許出願（特願2000-579144、特表2002-528832）したところ、拒絶査定を受けたので、これを不服として審判請求をしたが、特許庁から請求不成立の審決を受けたことから、その取り消しを求めた事案である。

以下では、本願発明が特許法29条1項柱書にいう「発明」に該当するかどうか争われた点について解説する。

2. 本願発明の内容

2.1 技術分野

この発明は、歯科医師と補綴材技工室（筆者注：補綴（ほてつ）とは、失われた機能や形態を人工物で補う治療や方法を指す）との間の通信をリアルタイムで行って相談、仕上げ、および患者の治療プランを最適化する歯科補綴方法、システムならびに装置に関する。より具体的には、本発明は、歯科医師と補綴技工室が1つまたは複数の歯および歯のプレパレート（筆者注：審判にてプレパレーション（支台歯形成）に誤訳訂正されている）のカラー画像を分析することを可能にし、特定の治療または美容処置において補綴される歯に精密に適合するよう歯科補綴材または歯冠を適宜にデザインすることを可能にする、コンピュータに基づいた双方向システムおよび方法に関する。（【0001】）

2.2 発明の背景

修復歯学は損傷した歯の構造を代替または補綴する技術および学問からなる。代替する歯の構造の量によって歯科医師がどの方式を採用するか、補綴は歯冠、ブリッジ、インレイ、アンレイまたは直接補綴（すなわち充填）のどれとするかが決定される。以前は、使用し得る材料および技術の数が限られていたため、方式の選択が簡単であった。例えば、米国特許第5766006号公報および米国特許第5961324号公報には、カメラによって提供されるデジタル画像に基づいて色情報を決定し、修復材（例えば歯科補綴材）の色を決定された歯の色に整合させる方法およびシステムが記載されている。しかしながら、近年は新しい材料および概念が開発され、処置の選択が劇的に増大した。歯科医師達は個々のケースについて最適の材料および治療方法を選択するための情報が過多であるこ

とに直面している。現状において歯科医師が必要としているものは、必要に応じて治療計画および最適な修復歯科治療を作成し、最適な材料を使用することによって歯科医師および歯科技工室を補助する方法である。本発明は上記の課題を解決するものである。【0002】

2. 3 特許請求の範囲

審決取消訴訟時において発明該当性の有無が判断された請求項1は以下のとおりである。

【請求項1】

歯科補綴材の材料、処理方法、およびプレパレートに関する情報を蓄積するデータベースを備えるネットワークサーバと；

前記ネットワークサーバへのアクセスを提供する通信ネットワークと；

データベースに蓄積された情報にアクセスし、この情報を人間が読める形式で表示するための1台または複数台のコンピュータであって少なくとも歯科診療室に設置されたコンピュータと；

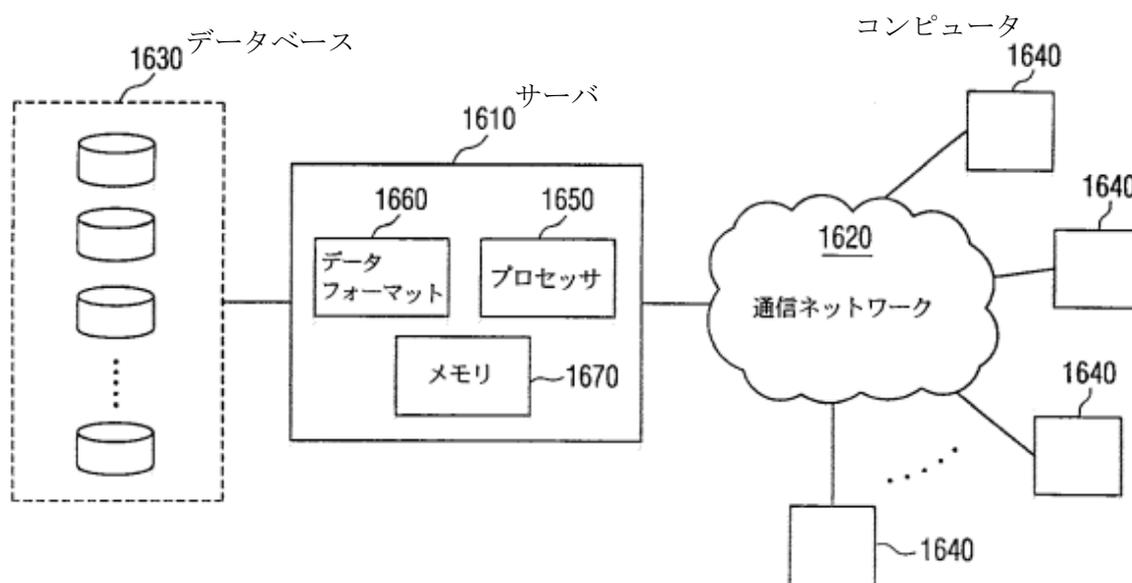
要求される歯科修復を判定する手段と；

前記歯科修復の歯科補綴材のプレパレートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する手段とからなり、

前記通信ネットワークは初期治療計画を歯科技工室に伝送し；また

前記通信ネットワークは必要に応じて初期治療計画に対する修正を含む最終治療計画を歯科治療室に伝送してなる、コンピュータに基づいた歯科治療システム。

2. 4 図面



【図16】本発明の双方向ネットワークシステムの構成を示すブロック線図である。

3. 裁判所の判断

ア 審決は「請求項1には『要求される歯科修復を判定する手段と；』と『前記歯科修復の歯科補綴材のプレパラートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する手段とからなり』とが発明特定事項として記載されている。」「そして、歯科医師が、その精神活動の一環として、患者からの歯科治療要求を判定したり、初期治療計画を策定するものであることは社会常識であるから、請求項1の『要求される歯科修復を判定する』、『前記歯科修復の歯科補綴材のプレパラートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する』の主体は、歯科医師であるといえる。そうすると、請求項1において、歯科医師がその精神活動の一環として『判定する』こと、『策定する』ことを、それぞれ「手段」と表現したものと認められる。」「念のため、この点について、特許請求の範囲の記載以外の明細書の記載及び図面の記載を見ても、『要求される歯科修復を判定する手段と；』と『前記歯科修復の歯科補綴材のプレパラートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する手段とからなり』に関し、何らかの定義、即ち、歯科医師が主体でない、或いは歯科医師の精神活動に基づくものでないなどの定義は記載されていない。・・・」「請求項1は、当初の『双方向歯科治療方法』から『コンピュータに基づいた歯科治療システム』の発明に補正され、『判定し』、『策定し』を『判定する手段』、『策定する手段』に補正しているが、『判定する手段』、『策定する手段』に関して、上述のとおりその発明の特定事項として、歯科医師が主体の精神活動に基づく判定、策定することを、上記「手段」と表現したものであるから、請求項1に係る発明全体をみても、自然法則を利用した技術的創作とすることはできない。」「してみると、請求項1に係る発明は、特許法第2条第1項で定義される発明、すなわち、自然法則を利用した技術的創作に該当しないというほかない」と認定判断する（8頁32行～9頁35行）。

そこで、審決の上記判断について、以下検討する。

（中略）

（イ） この請求項1の記載から、本願発明1は、「歯科治療システム」に関するものであり、「データベースを備えるネットワークサーバ」、「通信ネットワーク」、「1台または複数台のコンピュータ」、「要求される歯科修復を判定する手段」及び「初期治療計画を策定する手段」をその要素として含み、「コンピュータに基づ」いて実現されるものである、と理解することができる。

また、「システム」とは、「複数の要素が有機的に関係しあい、全体としてまとまった機能を発揮している要素の集合体」（広辞苑第4版）をいうから、本願発明1は、上記の要素の集合体であり、全体がコンピュータに基づいて関係し合って、歯科治療のための機能を発揮するものと解することができる。

ウ ところで、特許の対象となる「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」であり（特許法2条1項）、一定の技術的課題の設定、その課題を解決するための技術的手段の採用及びその技術的手段により所期の目的を達成し得るという効果の確認とい

う段階を経て完成されるものである。

したがって、人の精神活動それ自体は「発明」ではなく、特許の対象とならないといえる。しかしながら、精神活動が含まれている、又は精神活動に関連するという理由のみで、「発明」に当たらないということもできない。けだし、どのような技術的手段であっても、人により生み出され、精神活動を含む人の活動に役立ち、これを助け、又はこれに置き換わる手段を提供するものであり、人の活動と必ず何らかの関連性を有するからである。

そうすると、請求項に何らかの技術的手段が提示されているとしても、請求項に記載された内容を全体として考察した結果、発明の本質が、精神活動それ自体に向けられている場合は、特許法2条1項に規定する「発明」に該当するとはいえない。他方、人の精神活動による行為が含まれている、又は精神活動に関連する場合であっても、発明の本質が、人の精神活動を支援する、又はこれに置き換わる技術的手段を提供するものである場合は、「発明」に当たらないとしてこれを特許の対象から排除すべきものではないといえることができる。

エ これを本願発明1について検討するに、請求項1における「要求される歯科修復を判定する手段」、「前記歯科修復の歯科補綴材のプレパラートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する手段」という記載だけでは、どの範囲でコンピュータに基づくものなのか特定することができず、また「システム」という言葉の本来の意味から見ても、必ずしも、その要素として人が排除されるというものではないことから、上記「判定する手段」、「策定する手段」には、人による行為、精神活動が含まれると解することができる。さらに、そもそも、最終的に、「要求される歯科修復を判定」し、「治療計画を策定」するのは人であるから、本願発明1は、少なくとも人の精神活動に関連するものであるといえることができる。

しかし、上記ウのとおり、請求項に記載された内容につき、精神活動が含まれている、又は精神活動に関連するという理由のみで、特許の対象から排除されるものではないから、さらに、本願発明1の本質について検討することになる。

オ そして、上記エのとおり、請求項1に記載の「要求される歯科修復を判定する手段」、「前記歯科修復の歯科補綴材のプレパラートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する手段」の技術的意義を一義的に明確に理解することができず、その結果、本願発明1の要旨の認定については、特許請求の範囲の技術的意義が一義的に明確に理解することができないとの特段の事情があるといえることができるから、更に明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌することとする。

(中略)

(イ) 以上の記載を参酌すると、本願発明は、歯科治療において、これまでは使用し得る材料及び技術の数が限られていたため、治療方式の選択が簡単だったものが、近年、新しい材料及び技術が開発され、処置の選択が劇的に増大した結果、歯科医師が個々のケースについて最適の材料及び治療方法を選択するための情報が過多となったという課題認

識の下、歯科医師と歯科技工士が歯科治療計画及び最適な修復歯科治療計画を作成し、最適な材料を使用することを支援する方法及びシステムを提供するものであり、従来歯科医師や歯科技工士が行っていた行為の一部を支援する手段を提供するものであることが理解できる。

そして、データベースには、歯科補綴材の材料、処理方法及びプレパレートに関する情報が蓄積され、ネットワークサーバには、歯科補綴材の材料や処理方法についてデータベースを照会することを可能にするプログラムが備えられ、診療室又は歯科技工室には、人間が読み取れる形式で表示する端末が置かれ、コンピュータを使用して歯科補綴材の材料若しくは処理方法を確認、確立、修正又は評価し、この照会に対するデータベースからの回答を受信するように構成されている。さらに、歯及び歯のプレパレートのカラー画像を分析する手段を有し、歯科補綴材の色を患者の歯に最も近く整合させるために必要なデジタル画像を表示できるようにされている。

(中略)

カ 以上によれば請求項 1 に規定された「要求される歯科修復を判定する手段」及び「前記歯科修復の歯科補綴材のプレパレートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する手段」には、人の行為により実現される要素が含まれ、また、本願発明 1 を実施するためには、評価、判断等の精神活動も必要となるものと考えられるものの、明細書に記載された発明の目的や発明の詳細な説明に照らすと、本願発明 1 は、精神活動それ自体に向けられたものとはいえず、全体としてみると、むしろ、「データベースを備えるネットワークサーバ」、「通信ネットワーク」、「歯科治療室に設置されたコンピュータ」及び「画像表示と処理ができる装置」とを備え、コンピュータに基づいて機能する、歯科治療を支援するための技術的手段を提供するものと理解することができる。

キ したがって、本願発明 1 は「自然法則を利用した技術的思想の創作」に当たるものといことができ、本願発明 1 が特許法 2 条 1 項で定義される「発明」に該当しないとした審決の判断は是認することができない。

4. コメント

特許審査基準には、「人間の精神活動」は「自然法則を利用していないもの」の一類型として挙げられており、「発明特定事項に自然法則を利用していない部分があっても、請求項に係る発明が全体として自然法則を利用していると判断される場合は、その請求項に係る発明は、自然法則を利用したものとなる。」との記載がある。

この記載は、「自然法則を利用していないもの」の各類型に対して適用可能なより普遍的な判断基準と言えるので、本判例と併せて念頭に置いておきたい。

以上

(参考：特許審査基準の一部抜粋)

第 III 部 第 1 章 発明該当性及び産業上の利用可能性

2.1 「発明」に該当しないものの類型

「発明」といえるためには、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である必要がある。以下の(i)から(vi)までの類型に該当するものは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」ではないから、「発明」に該当しない。

(i) 自然法則自体

(ii) 単なる発見であって創作でないもの

(iii) 自然法則に反するもの

(iv) 自然法則を利用していないもの

(v) 技術的思想でないもの

(vi) 発明の課題を解決するための手段は示されているものの、その手段によっては、課題を解決することが明らかに不可能なもの(2.1.6 参照)

2.1.4 自然法則を利用していないもの

請求項に係る発明が以下の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合は、その請求項に係る発明は、自然法則を利用したものとはいえず、「発明」に該当しない。

(i) 自然法則以外の法則(例：経済法則)

(ii) 人為的な取決め(例：ゲームのルールそれ自体)

(iii) 数学上の公式

(iv) 人間の精神活動

(v) 上記(i)から(iv)までのみを利用しているもの(例：ビジネスを行う方法それ自体)

発明特定事項に自然法則を利用している部分があっても、請求項に係る発明が全体として自然法則を利用していないと判断される場合は、その請求項に係る発明は、自然法則を利用していないものとなる。

逆に、発明特定事項に自然法則を利用していない部分があっても、請求項に係る発明が全体として自然法則を利用していると判断される場合は、その請求項に係る発明は、自然法則を利用したものとなる。

どのような場合に、全体として自然法則を利用したものとなるかは、技術の特性を考慮して判断される。